

女性の年金に関する国際比較⁽¹⁾

丸 山 桂

I. 分析視点

少子・高齢化の進展により、社会保障制度の負担の公平性をめぐる議論が活発になっている。特に、女性と年金をめぐる問題は、現代女性のライフスタイルが多様化するなかで、世代内における負担の公平性をいかに確保すべきか、次期年金改革の課題として注目を集めている。

本研究は、女性と年金の問題点のうち、第3号被保険者に代表される保険料負担の問題と、遺族年金の問題について焦点をあて、国際比較を通して、改革の方向性を探ることを目的としている。

II. 被扶養配偶者の取り扱い

社会保険制度は、本来保険料の負担を根拠に、給付を受ける仕組みである。しかし、医療保険制度に代表されるように、実際は被扶養の配偶者や子どもなどの保険料負担能力がない者も、被保険者の保険料負担を根拠に、給付を行っている。

年金制度におけるいわゆる収入のない専業主婦の保険料負担をめぐっては、①夫（被用者）が本人分の保険料のみを拠出している場合に被扶養配偶者に独自の年金を支給する（日本、アメリカ、イギリス）、②被扶養配偶者を考慮した給付を被用者本人に支給する（フランス）、③居住要件のみで一定の給付を行う（スウェーデン、カナダ）、④特段の配慮をしない（ドイツ）、の4種類に分類できる（表1参照）。

表1 専業主婦の保険料負担の国際比較

		専業主婦の 保険料負担	夫の老齢年金受給額 (月額)	夫の給付額に対 する妻の給付率 (%)	世帯合計の 総受給額 (月額:円)	現役男子平 均賃金に対 する割合
日 本	基礎年金部分	なし	満額67,017円	100%	238,126	54.9%
	報酬比例部分	-	満額104,092円(平均賃金の場合)	-		
アメリカ	基礎年金部分	-	-	-	188,807	48.0%
	報酬比例部分	なし	満額\$ 1105 (125,871円)	50%		
イギリス	基礎年金部分	なし	満額週£72.5(月57,890円)	60%	143,893	43.0%
	報酬比例部分	-	満額週£64.2(月51,269円)	-		
フランス	基礎年金部分	-	-	-	60,953	35.1%
	報酬比例部分	なし	平均 F35,714(約54,814円)	11.2%(年定額F 4000,月額6157円)		
スウェー デン	基礎年金部分	-	-	-	129,300	57.6%
	報酬比例部分	-	62,701クローナ	-		
カナダ	基礎年金部分	なし (税方式)	満額C \$ 442.66(約43,400円)	100%	128,162	43.8%
	報酬比例部分	-	平均C \$ 440.39(約43,158円)	-		
ド イ ツ	基礎年金部分	-	-	-	88,600	31.0%
	報酬比例部分	-	平均1,270マルク(88,600円)	-		

注：スウェーデンは、1999年の年金改革によって2階建ての年金制度から、報酬比例部分+所得審査つきの保証年金を導入した。老齢年金受給額は旧制度である。

資料：日本、アメリカ、イギリスの給付額は、「女性と年金検討会報告書」より

フランスは、1993年現在。厚生省『社会保障入門』中央法規

カナダは、Human Resources Development Canada ホームページより 2002年4月現在

ドイツ(97年)、スウェーデン(旧制度：95年)は、『平成13年度厚生労働白書』

②のフランスに代表される国の場合は、実質的な給付は年間74,000円程度にすぎず、③の税方式の国や④の特段の配慮をしないドイツでは、日本のように、被扶養配偶者の保険料負担をめぐる問題は議論の対象とはなりにくい。

ここでは、年金の保険料拠出の根拠を費用負担能力に求める社会保険方式を採用し、その結果、被扶養配偶者に特段の拠出を求めないものの、ニーズに基づいて年金給付を行う日本、アメリカ、イギリスの制度について比較を行う。

1. 共働き世帯と専業主婦世帯の公平性

日本の第3号被保険者制度は、専業主婦の保険料負担部分を夫ではなく、夫の加入する年金制度の被保険者全体で負担している点で、批判を受けている。この被保険者のなかには、共働き世帯や独身世帯も含まれており、「ダグラス＝有沢の法則」が示すように、相対的に高所得層が多いといわれる専業主婦世帯を優遇しているのではないかとの批判がある。

アメリカのOASDIには、いわゆる基礎年金部分はなく、報酬比例部分のみで成り立っている。そこでは、夫は賃金労働に従事し、妻が専業主婦であるという夫婦が想定されている。1935年に発足した社会保障法では、「個人の公平性」に重点がおかれ、給付は拠出に対応して設計された。1939年の改正時には、賃金労働に従事する女性が少なかったこともあり⁽²⁾、配偶者年金という形で夫の年金額の50%に相当する年金を付加給付の形で支給されることになった。無業の妻の老後の所得は、夫の年金次第であり、配偶者年金はいわば独身者から既婚者への所得再配分という形で設計 (Burkhauser 1984 p.144) された⁽³⁾。Tracy (1988) によれば、この50%という給付水準は、老後の収入を夫や施設などに頼らずに生活できる水準とされ、婚姻期間の条件はわずか9ヶ月で可とされたという⁽⁴⁾。

しかし、この制度のもとでは、「二重の権利 (dually entitled)」という自身の退職年金と配偶者年金の両方の受給権利をもつ者があらわれる。しかし、現実には①自身の稼得歴に基づいた年金、②妻または寡婦としての給付のいずれかを選択しなければならない。②の妻としての給付 (配偶者年金) は、夫の年金の50%、寡婦年金は亡くなった配偶者の年金の100%を受給できる。その結果、女性の社会進出が進んでも、相対的に賃金や加入年数の低い女性の場合には、②の妻としての給付の方が高額になる場合もあり、現役時代の世帯収入が等しくても、収入を分割する共働き世帯のほうが老後の年金受給額が低くなるという問題が生じている。Shirley and Spiegler (1998) によれば、女性の労働力率が高いアメリカであっても、配偶者年金より自身の年金の方が高額になる女性は、24%程度 (1993年時点) にすぎず、2040年であっても39%にすぎないということが報告されている⁽⁵⁾。

イギリスの公的年金は日本と類似した基礎部分と、所得比例部分の2階建ての構造である。被扶養配偶者への配慮が行われているのは、基礎部分に相当する State Pension である。保険料拠出は、均一給付・均一拠出が原則とされ、16歳以上65歳（女性は60歳）未満の国民は、国民保険（National Insurance）の保険料を支払う。

イギリスの公的年金は、ベヴァリッジ報告（1942）の影響を色濃く受け継いでいる。著者ベヴァリッジは、結婚は終生続き、そこでは妻は賃金労働に従事することはなく、夫の被扶養配偶者として生活するものと想定していた。1975年に社会保障法が改正されるまでは、既婚女性が自ら国民保険の保険料拠出をすることは想定されておらず、1977年3月までは減額保険料で夫の拠出歴に基づく満額受給額の最大60%を受給することができた。1977年4月からは、既婚女性も原則として一定額以上の収入があれば、同じ保険料負担を求められることになった⁽⁶⁾。このとき既婚女性の優遇策廃止に配慮し、別途家庭責任保護（Home Responsibilities Protection : HRP）⁽⁷⁾が導入され、育児や介護によって年金記録が不利になる女性を救済する規定が設けられた。ただし、自身の年金記録では満額受給の60%に達することができない場合には、夫の記録による年金もあわせ、合計60%の年金を受給できるが、現在は満額保険料を支払う人が多くなっている⁽⁸⁾。

2. 給付水準

このように、費用負担能力を根拠に、被扶養配偶者に無拠出で年金給付を行う国は、日本だけではない。しかし、先述した2ヶ国と異なるのは、その給付水準の高さである。表1における、満額の保険料を負担した夫に対する妻の給付水準を比較すると、日本は基礎部分で100%であるのに対し、日本と同じ2階建て構造をもつイギリスでは60%、報酬比例部分のみのアメリカでさえ、50%である。その結果、日本において夫がサラリーマン、妻が専業主婦という世帯の老齢年金の合計額は、約24万円にも達し、現役男子平均賃金に対する割合も54.9%というきわめて高い数値になっている。

老齢世代の給付水準の問題は、世代間の公平性の問題と位置づけられる傾向があるが、Burkhauser（1984）は、現在のアメリカの配偶者年金の制度

は、相対的に女性の社会進出が増加した若者世代から、専業主婦の多い高齢世代への世代間移転が行われていることを指摘する⁽⁹⁾。日本でも、実質的に賦課方式で運営される年金制度においては、相対的に共働きや独身の多い現役世代から専業主婦の多い高齢世代への世代間移転がなされているといえよう。しかも、その水準はアメリカよりも高い割合で行われていることに留意しなければならない。

3. 短時間労働者の取り扱い

日本に限らず、多くの先進諸国において女性は短時間労働者として就労する割合が高い。女性と年金をめぐる問題の大きな課題の1つに、短時間労働者の取り扱いがある。

日本におけるパート労働者の被用者年金（厚生年金）の適用基準は、1980年以來、「通常の就労者の所定労働時間及び所定労働日数のおおむね4分の3以上である就労者については、原則として健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うべきものであること」とされている⁽¹⁰⁾。さらに、労働時間が4分の3を下回る場合でも、第3号被保険者の認定基準として、「年間収入が130万円未満」がある。年収が130万円を超えた場合は、第1号被保険者となり、月額13,300円の保険料負担が求められ、収入が増加するとかえって可処分所得が減少するパートの「逆転現象」が生じる。しかも、第1号被保険者として保険料負担をした場合でも、高齢年金の受給額は第3号被保険者の場合と変わらないため、保険料負担のインセンティブはわきにくい。しかも同じ社会保険制度である健康保険制度や介護保険制度も同様の仕組みを採用しており、保険料負担にパート労働者は非常に敏感に反応し、年末などに故意に年収をコントロールする就労調整につながっている。男女共同参画社会において、税制の配偶者控除の問題と並び、女性の就労に非中立的な制度として批判を受けている。

表2は、年金制度における短時間労働者の取り扱いを比較した表である。まず、短時間労働者の年金加入要件をみると、日本の年金制度における労働時間要件、年間収入要件が他国に比べ、きわめて厳しいことがわかる。まず、労働時間要件をみると、日本、ドイツを除き、特段の規則を設けてい

表2 公的年金制度における短時間労働者の取り扱い

	労働時間要件	年間収入要件	保険料率（2000年）	最低加入年数
日本 (2002年)	厚生年金：公正通常の就労者の所定労働時間／日数の4分の3以上	国民年金：左記の条件を満たさない場合、130万円以上	厚生年金：17.35% (労使折半) 国民年金： 月額13,300円	25年（国民年金、厚生年金などの加入年数の合計）
アメリカ (2000年)	なし	780ドル (88,850円)	OASDI：12.4% (被用者は労使折半)	10年
イギリス (2001年)	なし	3744ポンド (690,130円)	被用者：22.2% (本人10.0%，事業主12.2%)	—
フランス (2001年)	なし	8404フラン (155,480円)	16.45% (本人6.65%，事業主9.8%)	—
スウェーデン (2000年)	なし	すべての 稼得従事者	18.5% (被用者は労使折半)	3年
カナダ (1999年)	なし	CPP：3500ドル (268,350円)	CPP：8.6% (被用者は労使折半)	1年
ドイツ (2000年)	週労働時間 15時間以上	月収630マルク (年収換算 469,100円)	19.3% (被用者は労使折半)	5年

注：労働時間要件，年間収入要件は簡略化している。詳細は，女性と年金検討会報告書 p. 85参照
スウェーデンは，新制度。
CPP は，ケベック州を除く全土に適用される。

ない国が多い。しかも，ドイツの労働時間要件は，わずか週15時間という短時間勤務で被用者年金に加入できることになっている。被扶養の専業主婦に特段の優遇措置をおいていない同国の場合，5年間の加入期間で年金権が発生するため，短時間の就労であっても，実際には自身の年金権で年金を受給できる道が用意されている。

また，収入要件について他国の状況を比較すると，最低はアメリカの年収約9万円，最高でもイギリスの約70万円であり，日本の基準額130万円の半額程度にすぎない。つまり，アメリカ，イギリス，ドイツなどは日本同様，保険料負担がない被扶養配偶者に独自の年金を給付する規定があるものの，短時間労働者が比較的容易に被用者年金に加入でき，実質的には自身の保険

料拠出による年金が受給できるようになっている。

厚生労働省「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」（以下、女性と年金検討会）の報告によれば、短時間労働者に対して厚生年金の適用を拡大する方向が示された。これまでの労働時間の要件である「通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の4分の3以上」を「2分の1」に引き下げる、また労働時間が2分の1未満であっても年収の要件を65万円にまで引き下げるという。この方策は、短時間労働者にとって、老後の年金額の増加につながらない第1号被保険者としてではなく、第2号被保険者として保険料負担をすることで、老後の年金額が増加するというメリットをもつ。ただし、これまで保険料負担をしてこなかった労働者に、短期的な視野での保険料増に理解が得られるかどうか、そして事業主側にも保険料増につながることから、労使双方の新たな就業調整が生まれるのではないかという懸念は残される。特に、従来から他国に比べ、公的年金の給付水準が高い日本では、低所得者にとって定率の保険料負担は重い。今後少子・高齢化の影響によって保険料率の上昇が避けられないものであれば、一層この傾向は強まる可能性が高い。

このように、日本における被扶養配偶者の規定は他国に比べ、かなり手厚いものとなっている。しかし、その規定は夫の職業、本人の就労状況だけによって決定され、子育てや介護などの公共的な理由によるものか否かは問われていない。

優遇措置をイギリスのように育児、家族介護の理由に限定するか、ドイツなどのように短時間労働者でも比較的容易に被用者保険に加入する道を作るなどの方策が必要と思われる。

Ⅲ. 遺族年金

遺族年金は、一家の稼ぎ手の喪失による所得低下のリスクを回避するための制度であり、その権利は死亡した配偶者の保険料拠出に基づくものである。公的年金制度の3つのリスク（老齢、障害、遺族）のなかで、唯一被保険者と受給者が異なる制度である。その給付は、①被保険者が現役時代に死

亡した場合、残された配偶者や子どもの生活保障としての給付、②すでに高齢期の遺族配偶者に対する生活保障という2つの役割から構成されている。

第3号被保険者制度とは異なり、保険料負担をする現役世代と、遺族年金を受給する高齢世代のライフスタイルは時間差がある。その結果、もっとも制度が創設時に想定していた家族観がいまでも明確に残されている。たとえば、伝統的に寡婦や被扶養の子どもには支給されても、男性の寡夫には疾病や障害などの理由によって、妻に扶養されていた事由がなければ、支給されることはない。

近年、多くの国で寡婦と寡夫の取り扱いを平等に改正する動きがみられる一方で、所得審査や年齢制限などで給付の制限を行う動きもある。給付を所定の年齢を超えた遺族（就労が困難）、若い児童の養育にあたる者に限定し、若い寡婦には経済的自立までの準備期間のみ支給する動きもある。遺族年金問題は、長寿化によって給付期間が長期化すれば、財政問題にも直結するため、各国で改革が急がれている。

1. 若年遺族配偶者の取り扱い

公的年金の規定には、受給開始年齢のように男女差を是正する動きがある一方で、若年配偶者の取り扱いにはいまだ明確な男女差が残されている。

基本的に男性の遺族配偶者には多くの制限が設けられている。男性の場合、18歳未満の子がいても、遺族基礎年金は支給されない。遺族厚生年金についても、配偶者死亡時の年齢が55歳以上の場合、60歳以降になって、妻の報酬比例の年金額の4分の3が支給されるにすぎない。しかも、子が遺族厚生年金の受給権を有する場合は夫の遺族厚生年金は支給停止される。つまり、男性の遺族配偶者が妻の遺族年金を受給する機会はほとんどないように制度設計されている。この背景には、男性が被扶養の立場になることを制度創設時に想定されていなかったことが明確にあらわれている。

一方、女性の遺族配偶者には各種優遇措置がとられている。18歳未満の子がいる場合には、遺族基礎年金は子が18歳に達するまで支給される。また、遺族厚生年金は夫の報酬比例の年金額の4分の3が支給される。これに年齢に応じて中高齢寡婦加算や経過的寡婦加算などが支給される。子がいない場

合では、年齢にかかわらず遺族基礎年金は支給されないが、配偶者死亡時の年齢が35歳未満の場合、夫の報酬比例の年金額の4分の3が支給される。同じく35歳以上の場合には、このほかに40歳から65歳未満の間中高齢寡婦加算が加算される。

若年配偶者に対する遺族年金制度の問題は、このような男女の支給条件が格差だけではない。遺族年金の受給権は、厳密には被保険者が死亡したときに、残された遺族が、死亡した被保険者に扶養されていたことが条件となる。「生計を維持されていた遺族」とは、死亡した被保険者と生計を同じくし、その後も将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という2つの要件を満たすことが必要とされる。この基準を上回ると、遺族年金の支給は停止される。

しかし、実際にはこの生計維持関係認定基準は、実際には新規裁定時に1度だけ調査されるにすぎず、所得調査は行われていないという。夫死亡時に年収850万円以下であれば、その後の年収が850万円以上になってもまったく遺族年金は減額されない。しかも、遺族年金は公租公課の禁止規定があるため、現役世代の年収850万円の者とは、可処分所得ベースで約30%程度の差があることになる。

さらにこの850万円という基準はきわめて高い。1985年の改正によってはじめて国民年金・厚生年金に生計維持関係認定基準が設けられたときは、600万円とされた。この根拠は、「遺族年金の生計維持認定基準は、法律上、権利発生要件であることから、社会通念上著しく高額の入りを有している者以外は生計が維持されていたものと考えて、(中略)、所得分位の上位10%に当たるものの推計年収をもって基準を設定してきている」(厚生労働省 2002 p.163)と説明されている⁽¹¹⁾。その後、1994年に850万円に引き上げられ、現在にいたっている。社会保険庁『事業年報』によれば、1999年度の女性の平均標準報酬月額が20万円、年収に換算しても生計維持認定基準の半額の400万円にも満たない。ほとんどの女性は、若くして寡婦になった場合、自身の賃金と非課税の遺族年金の両方を手にすることになるのである。このように、寡婦は男性に比べても、同世代の女性労働者に比べても、

手厚い保護を受けているといえよう。ひとり親世帯や離婚母子世帯の生活困窮度は、さまざまな研究で明らかにされる場所である。ライフスタイルに中立的、公平な基準とは言いがたい。女性と年金検討会では、若年の遺族年金の取り扱いを男女等しくすることは、提言されているものの、この基準についての言及はされていない。

2. カナダ、スウェーデンにおける若年遺族配偶者の取り扱い

若年遺族配偶者の取り扱いを見直す動きは、世界の潮流となりつつある。ここでは、遺族の対象を拡大し、年齢に厳格な支給要件を加えたカナダの改革、支給期間に制限を設けたスウェーデンの改革を紹介しよう。

①カナダの遺族年金

カナダの基礎年金部分の OAS (Old Age Security) では、遺族年金は60-64歳の低所得者の遺族配偶者に限定される⁽¹²⁾。男女で支給要件は等しく、同棲(同性も含む)も対象とされている。ただし、給付水準が満額 C\$ 880.06 (約79,200円：C\$ 1 = 90円と換算：2002年)と日本に比べ、たいへん低水準であるだけでなく、年金以外の収入との併給要件もきわめて厳格である。年収が C\$ 48 (約4,320円) をこえると、遺族年金が減額されはじめ、年収が C\$ 17,543.99 (約158万円) で支給が停止される。日本の生計維持認定基準850万円の2割にも満たない。

報酬比例部分に相当する CPP (Canada Pension Plan) の遺族年金の規定は、寡婦(夫)の年齢を被扶養の子どもの有無によって、受給資格が決定する。寡婦(夫)の年齢が65歳以上の場合は、亡くなった配偶者の CPP 受給額の60%を受給することができる。残された寡婦(夫)は、自身の CPP の年金と遺族年金を併給することはできず、老齢年金の最高額までを上限として併給することができる。

寡婦(夫)が65歳未満の場合、65歳に達するまでの期間は、亡くなった配偶者の年金受給額にかかわらず、所得審査のある一律の給付額(平均 C\$ 311.44：2000年12月)が支払われる。さらに残された配偶者の年齢が45歳未満の場合、45歳に達するまでの年齢差、1月につき120分の1ずつ給付額がカットされる。ただし、本人が障害を持っている場合や被扶養の子どものが

いる場合は適用除外となる。さらに遺族配偶者が35歳以下の場合は、障害や被扶養の子供がいない限り、原則遺族年金は支給されない。

このようにカナダの遺族年金制度は若い寡婦（夫）に対してたいへん厳しいものになっている。死亡一時金は支払われるが、この額はなくなった配偶者の老齢年金6ヶ月相当額か、標準報酬月額の上限（C\$ 38,300：2001年1月）の10%相当額にすぎない。悲しみをいやす期間は保障するが、そのあとの生活費は原則自らの就労で稼ぐべきという考えに基づいているからである。

②スウェーデンの遺族年金

若年遺族配偶者に対する取り扱いの変化は、スウェーデンでもみられる。1990年1月に改正された制度では、経済的に自活できない場合以外は、給付に制限が設けられることになった。基礎年金については、5年以上婚姻期間のある65歳未満の遺族配偶者には、生活転換年金として、6ヶ月間、死亡者の年金の60%を支給する。生活転換年金支給後に、経済的に自活できない場合には、65歳まで、生活転換年金の上限4分の3までを支給する。ほかに経過的な寡婦年金（終身年金で自身の老齢年金と併給可能）および、遺児に支給される児童年金は、ひとり親死亡の場合は、死亡者の年金の25%が、18歳（学生の場合は20歳）まで支給される。

報酬比例年金について、死亡者が年金受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して基礎年金と同様の条件で支給される。

このように、スウェーデンの遺族年金では本人が経済的に自活できない場合を除いて、先のカナダ同様、支給期間に制限が設けられているのが特徴である。この理由の1つは、年金制度における個人単位の考え方からはじまる、被扶養配偶者は永遠に「被扶養の立場」でいるのではないこと、そして年金財政の悪化による、支給期間制限による財政安定化効果であったと説明されている⁽¹³⁾。

3. 高齢遺族配偶者の取り扱い

日本における高齢遺族配偶者の問題点は、①共働き世帯と専業主婦世帯の

間の給付と負担の問題，②自身の老齢年金との併給時に自身の老齢年金が給付に生かされないという2点に集約される。

高齢遺族配偶者の遺族年金は，1階部分の基礎年金は自身の老齢基礎年金をそのまま受給するが，2階部分については現在，①夫の老齢厚生年金の4分の3を受給する（自身の老齢厚生年金があった場合は，このとき放棄），②自身の老齢厚生年金をそのまま受給する（夫の遺族年金は受給しない），③夫と自身の老齢厚生年金の合計額の2分の1を受給するの3つの選択肢が用意されている。

実際には，高齢期の女性は過去の低賃金，短期間の加入期間の影響で，老齢厚生年金の受給額はあまり高くない。また，1998年度における65歳以上の女性の選択状況は，①の夫の遺族年金を選択したものが8割で，③の併給を選択したものが1割強，②の自身の老齢厚生年金を選択したものは，わずか8.1%にすぎない状況である。つまり，ほとんどが夫の遺族年金を選択する状況では，結果として自身の老齢年金はいわば掛け捨ての状況になる。そのときに，自身で保険料負担をしたことのない専業主婦の遺族年金が，共働き世帯の女性の遺族年金より高額になる場合があり，不公平であると指摘されている。これを解消するために，②の併給の措置がとられたが，実際の利用は前述したように多くない。

4. イギリスにおける遺族年金の見直し

イギリスの公的年金制度において，専業主婦は，基礎部分については，自らの拠出歴に基づいた年金ではなく，夫の拠出歴に基づいた年金を100%受給することができる。この規定は男女問わずに利用できるが，ほとんどは妻が夫の拠出歴を利用している。このほか，若年遺族配偶者に対する寡婦給付は，子どもの年齢に応じて行われている。

2階の報酬比例部分に相当する State Earnings Related Pension (SERPS) については，給付引き下げが予定されている。従前の制度では寡婦は夫の年金を100%受給できたが，2002年10月6日から2010年10月6日にかけて漸次50%にまで切り下げられることになった。従前制度のように女性が夫の年金を全額引き継ぐことになれば，拠出歴がほとんどないにもかかわらず

表3 遺族年金における高齢配偶者の取り扱い

		専業主婦の遺族年金受給額（夫の給付額を100とする）	妻の受給額（月額・円）	夫生前の夫婦合計給付額に対する割合	現役男子平均賃金に対する割合
日 本	基礎年金部分	(100)	145,086	60.9%	40.3%
	報酬比例部分	75			
アメリカ	基礎年金部分	-	125,871	66.7%	43.5%
	報酬比例部分	100			
イギリス	基礎年金部分	100	83,525	58.0%	26.6%
	報酬比例部分	50			
フランス	基礎年金部分	-	29,600	48.6%	17.0%
	報酬比例部分	54			
スウェーデン	基礎年金部分	(100)	36,900	28.5%	16.4%
	報酬比例部分	0			
カナダ	基礎年金部分	(100)	68,133	53.2%	23.4%
	報酬比例部分	60			
ドイツ	基礎年金部分	-	53,160	60.0%	18.6%
	報酬比例部分	60			

注：（100）とは、夫の遺族年金ではなく、自身の年金をそのまま受給することをさす。

夫生前の夫婦合計給付額に対する割合は、表1を参照のこと

資料出所：表1に同じ

ならず、長期間年金を受給するため、年金財政の悪化につながるため、財政措置として給付水準の切り下げが実行された。

5. 高齢遺族配偶者に対する給付水準

高齢化が進展するにつれ、年金給付全体に占める遺族年金給付の割合は増加傾向にある⁽¹⁴⁾。表3は、就労経験のない高齢遺族配偶者に支払われる年金額を比較した表である。

まず、専業主婦の遺族年金支給額を比較すると、夫生前時の自身の年金をそのまま引き継ぐ（100）と書かれた国を除くと、日本において、妻が夫の報酬比例部分の75%を遺族年金として引き継ぐ規定は、諸外国に比較してそう高い水準には感じられないかもしれない。

しかし、受給額で比較すると、日本が月額約145,000円程度の受給額となり、また現役男子平均賃金に対する給付水準も40%ときわめて高い額になる。

しかも、報酬比例部分のない自営業者の場合は、高齢配偶者に対する遺族年金はなく、月額60,000円程度にとどまるのが現実である。今後、少子・高齢化がますます進むことによって、遺族年金の比重は高まる。

報酬比例部分の遺族年金の給付水準を現行の4分の3から、3分の2に漸次引き下げることが提案したい。3分の2に引き下げた場合の給付額は、基礎年金をあわせて月額136,400円⁽¹⁵⁾となり、実質的には約6%程度の減額にすぎない。また、離婚とは異なり、遺族配偶者には遺産が残される可能性も高く、預貯金の取り崩しで生活水準を維持できる。また、高齢者夫婦世帯の1ヶ月の消費支出253,950円のうち、基礎的消費支出は122,717円であり（総務庁統計局「平成11年全国消費実態調査報告」）、深刻な生活水準の低下を招くとは言いがたい。

長期的にはイギリスのように、50%の水準まで引き下げる方向が考えられるが、いまだ男女賃金格差が著しく、パート労働者などの労働条件改善の傾向がみられない状況では、新たな女性の貧困をまねく危険もあり、急速な引き下げには配慮が必要である。

IV. おわりに

少子・高齢化問題は、先進諸国が共通して抱える問題である。年金保険料の担い手をいかに増やすかが問われているだけでなく、ライフスタイルの多様化に対し、いかに中立的な制度設計を行うかが問われている。本稿では、専業主婦の保険料負担と遺族年金の観点から、諸外国の改革動向について分析を行った。

日本の公的年金制度は、夫が外で働き、妻が家庭で家事や育児に専念する家族を想定して設計されている。諸外国が女性のライフスタイルの多様化、保険料負担の支え手の拡大に努めているのに対し、日本の改革はまだ緒に付いたところである。

日本の公的年金制度を「完全な個人単位化」にするのは、現状では困難である。個人単位化は、遺族年金の廃止、低い老齢年金に直結する。次期2004年年金改革にむけ、被扶養の配偶者の老後保障を夫と被用者全体でいかにわかちあうべきであるのか、遺族のリスクの程度とその期間について、国民的な議論のもと、明確にすることが必要であろう。

注

- (1) 本研究は、2002年度生活経済学会報告 丸山桂・駒村康平「女性の年金に関する国際比較—遺族年金と年金分割を中心に—」の丸山担当分について、加筆修正を行ったものである。また、討論者の城戸喜子田園調布学園大学教授からは、貴重なコメントをいただいた。ここに記し、感謝申し上げる。
- (2) 伝統的に女性が就労していた職業、教員、図書館司書、ソーシャルワーカー、看護婦、病院職員は、制度創設時には加入が認められなかった (Strret and Wilsmith (2001) “Social Security? Women and Pensions in the U. S.” in Ginn, Street and Arber (2001) *Women, and Work and Pensions: International Issues and Prospects*, Open University, p. 122)
- (3) Burkhauser, Richard V. (1984) “Alternative Social Security Responses to the Changing Roles of Women and Men” Campbell, Colon D. ed. *Controlling the Cost of Social Security*, Lexington Books p. 144
- (4) Tracy, Martin B. (1988) “Equal treatment and pension systems: A comparative study” in International Social Security Association ed. *Survivors' Benefits In A Changing World* Studies and Research No. 31
- (5) Shirley and Spiegler (1998) “The Benefits of Social Security Privatization for Women” *Social Security Privatization*” SSP No. 12
- (6) 急激な制度変更は、女性からの反発を招くという理由で、既婚女性と

寡婦については、従来の減額保険料か、満額の保険料かを選択できる道をつくっている。

- (7) 16歳以下の子どもの育児や、障害者などの要介護者のケアのために、保険料負担能力がない場合、最大20年まで年金の資格期間に参入するというものである。
- (8) イギリスの National Insurance の保険料は、累進性をとっているため、相対的に低所得の女性にとっては、保険料負担はそれほど高額にはならない。また、減額保険料を選択した場合は、HRP の利用ができないなどの制限がある。
- (9) 注(3)
- (10) いわゆる 4分の3基準といわれる。根拠は、雇用保険法の加入要件が通常 of 所定労働時間の 4分の3以上であること、人事院規則における非常勤職員の定義を常勤職員の 1週間の勤務時間の 4分の3を超えない範囲であることとされている。
- (11) 1984年の厚生年金の報酬月額の上位約10%にあたるものの年収が616万円であったことが根拠である。袖井(2001)は、所得階層を見る場合には、収入5分位が通常であるにもかかわらず、10分位を用いることが珍しいことを指摘している(袖井(2001)「遺族年金制度の見直し」『週刊社会保障』2001年9月24日号)。
- (12) 18歳から10年以上のカナダ居住歴が必要である。
- (13) Smendmark, Goran (1992) "Survivors' Pension in Sweden: A Recent Adoption to Changed Conditions" in International Social Security Association ed. *Survivors' Benefits In A Changing World Studies and Research* No. 31 p. 64
- (14) 国立社会保障・人口問題研究所「平成11年度社会保障給付費」によれば、遺族に対する社会保障給付は57,326億円で、前年度比3.1%の伸び率であった。
- (15) 2001年度現在、生活保護の老人1人世帯(70歳女性)の最低生活費は、もっとも物価水準の高い1級地1で、月額108,990円となっている。